2026 ver

三浦市の下水道

令和
8年度版



目　　次

1. 下水道事業の沿革 ―― 1～3

2. 下水道事業認可 ―― 4～5

3. 下水道整備の状況 ―― 6

　(1) 普　及 ―― 6

　(2) 管きょ ―― 7～10

　(3) ポンプ場 ―― 11

　(4) 処理場 ―― 12～13

4. 受益者負担金 ―― 14

5. 下水道使用料 ―― 15

6. 助成制度 ―― 16

7. 財務状況 ―― 17～19

8. 経営状況 ―― 20

9. 下水道執行体制
　・事務分掌 ―― 21～23

１．下水道事業の沿革

《 概要 》

三浦市は、昭和30年1月1日、町村合併促進法に基づいて、三崎町、南下浦町及び初声村の二町一村の合併により誕生しました。

三浦半島の最南端に位置し、三方を海（東京湾、太平洋及び相模湾）に囲まれ、北側は横須賀市と境を接しています。

市の西側は、美しいリアス式海岸の油壷、南側は荒々しい男性的な磯の剱崎、東側は穏やかな砂浜が続く三浦海岸となっており、海を生かしたそれぞれの地域で古くから海業が栄えています。

一方、起伏に富む台地は、温暖な気候とあいまって、野菜の栽培に適した優良な農耕地となり、ダイコン、スイカ、キャベツ、カボチャの生産が盛んに行われ、漁業とともに首都圏の生鮮食糧の供給基地となっています。

《 土地利用状況 》

市域約3,144haの全域が都市計画区域に指定され、うち市域の約4分の1に当たる約729haが市街化区域、残りの約2,415haが市街化調整区域となっています。

昭和41年の京浜急行電鉄「三浦海岸駅」の開通、昭和50年の同「三崎口駅」の開通以来、本市にも都市化の波が押し寄せ、住居系土地利用が促進され、戸建て住宅や中高層住宅の建設により、人口が増加し、昭和58年には5万人を超えるに至っています。

一方、排水の流出は、自然の浄化能力を超え、公共用水域の水質汚濁も進行し、水環境対策は大きな社会問題となりました。

《 都市計画としての下水道施設 》

三浦海岸駅周辺の大型団地開発等に伴う排水路確保のため、昭和52年4月30日、境川都市下水路を都市計画決定するとともに、昭和55年4月三浦市都市下水路条例を制定し、適切な維持管理に努めました。

名　　称 ： 都市計画三浦市第1号　境川都市下水路
排 水 区 域 ： 約80ha
下 水 管 きょ ： 第1幹線　延長　約1,270m
　　第2幹線　延長　　約590m

一方、公共下水道については、昭和62年に「三浦市公共下水道基本計画調査」を、昭和63年に「三浦市公共下水道整備基本計画策定業務調査」を実施し、平成2年4月スタートの第三次三浦市総合計画（21世紀をめざすみうらまちづくりプラン）において、「公共下水道の整備に着手する」旨、位置付けました。

引き続き、平成2年に都市計画を前提とした「三浦市公共下水道基本計画」を策定し、三浦市都市計画審議会、神奈川県都市計画審議会の議を経て、平成3年11月

20日三浦都市計画下水道（公共下水道）として決定するとともに、境川都市下水路を廃止し、公共下水道となりました。

名　　称：三浦都市計画下水道 第1号公共下水道
面　　積：分 流 式　　約194ha
処　理　場：東部浄化センター　約2.1ha
ポ ン プ 場：金田中継センター

《下水道法事業計画の変遷》

（1）当初認可　　認可年月日：平成 3 年 12 月 6 日
排除方式：分流式
処理方法：標準活性汚泥法

（2）変更認可（区域の拡大）　　認可年月日：平成 8 年 12 月 2 日
（3）変更認可（区域の拡大）　　認可年月日：平成 13 年 2 月 23 日
（4）変更認可（区域の拡大）　　認可年月日：平成 16 年 8 月 12 日
（5）変更認可（主要な管きょ変更）　　認可年月日：平成 18 年 12 月 28 日
（6）変更認可（事業期間の変更）　　認可年月日：平成 21 年 10 月 20 日
（7）変更協議※1（事業期間の変更）　　協議終了年月日：平成 27 年 3 月 27 日
（8）変更協議（下水道法改正に伴う変更）　　協議終了年月日：平成 30 年 11 月 8 日
（9）変更協議（事業期間の変更）　　協議終了年月日：令和 2 年 3 月 31 日
（10）変更協議（区域等の変更）　　協議終了年月日：令和 6 年 1 月 5 日
（11）変更協議（引橋雨水調整池に伴う変更）　　協議終了年月日：令和 6 年 11 月 27 日
（12）変更協議（事業期間の変更）　　協議終了年月日：令和 7 年 3 月 25 日

《 供用開始に向けて 》

事業認可の取得、下水道施設の整備を進めました。

平成 4 年　　幹線管きょ工事着手
平成 5 年 ～ 7 年　処理場用地埋立（面積 約2ha）
平成 6 年　　ポンプ場建設着手
平成 7 年　　処理場建設着手
平成 8 年　　ポンプ場（金田中継センター）一部竣工
平成 10 年 7 月　処理場（東部浄化センター）一部竣工
平成 11 年 7 月　汚泥処理棟一部竣工
平成 14 年 3 月　水処理棟第2系列一部竣工

※1 平成24年4月1日より下水道法が改正され、同法に基づく下水道事業計画を定める（変更を含みます。）際に都道府県知事との間で必要となる手続きが、認可から協議に変わりました。したがって、この法改正後は「認可」でなく「協議」と表記します。

公共下水道の適正な維持管理と事業推進を図る上で必要な条例等の整備を進め、平成10年8月15日をもって、一部供用開始の運びとなりました。

令和7年度末の行政人口に対する普及率は36.7％、処理区域内人口に対する水洗化率は92.9％であり、6,628世帯が公共下水道に接続している状況です。

令和2年4月1日には、三浦市公共下水道事業会計がこれまでの特別会計から公営企業会計に移行しました。今後も、資産の現状を適切に把握し、より中長期的な視点に立った事業経営を目指していきます。

《 公共施設等運営権（コンセッション）方式の導入 》

三浦市公共下水道事業は、一般会計繰入金の抑制に向け、歳入の確保・歳出の抑制に努め、長期的な収支見通しに基づく経営改善及び合理化方針の徹底を図る一方で、公共下水道施設の維持管理・運営の充実に加え、老朽化した施設に対する適切な修繕や改築更新が求められています。また、業務増加に伴う人員不足、下水道使用料収入の減少等の課題も多く、これらの課題を解消し、持続可能な事業運営が必要となっています。

上記課題の解消に向け、民の経営原理やノウハウを効果的に取り込み、市財政負担の軽減や事業継続に向けた体制の維持・強化等が見込まれる方式として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく公共施設等運営権（コンセッション）方式の導入を検討し、三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会での審議、答申を経て、令和2年10月に導入を決定しました。

令和3年7月には募集要項等を公表、公募による事業者選定を開始し、令和4年7月の優先交渉権者の選定を経て、同年12月に現運営権者である三浦下水道コンセッション株式会社と「三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業　公共施設等運営権実施契約」を締結しました。

三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業は、令和5年4月から事業を開始（20年間）し、下水道分野では全国4番目の導入事例であり、一処理区における処理場、ポンプ場、管路の維持管理から改築までを含む事業としては、全国初の事例となります。

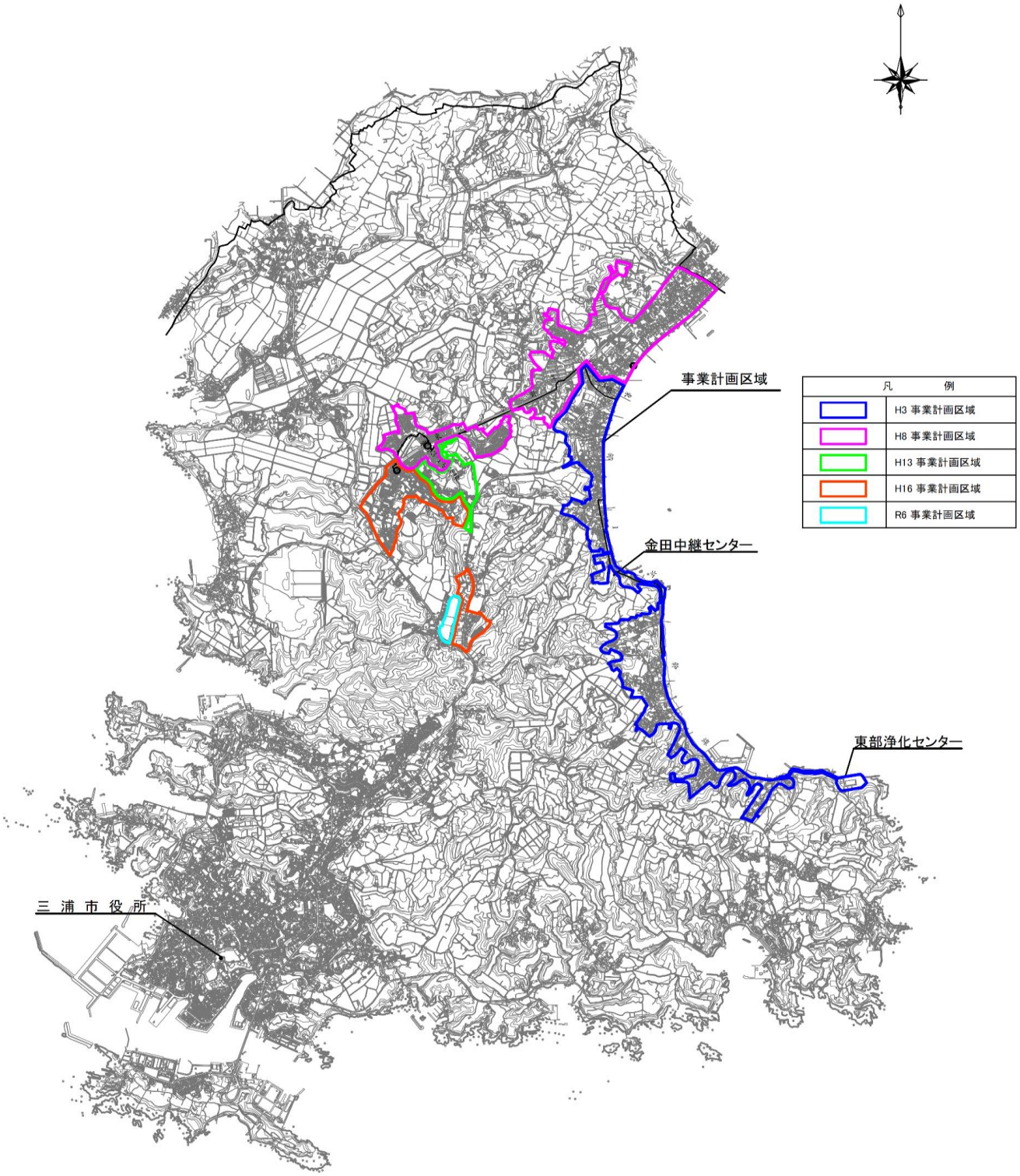
2．下水道事業認可

都市計画決定	告示年月日	平成３年11月20日			平成16年２月16日						令和６年１月５日			令和７年11月11日
	番　　号	三浦市告示第65号			三浦市告示第４号						三浦市告示乙第１号			三浦市告示乙第83号
	名　　称	第1号公共下水道			第1号公共下水道						第1号公共下水道			第1号公共下水道
	面　　積	約166 ha			約189 ha						約194 ha			約194 ha
	延　　長	約4, 640 m			記載なし						記載なし			記載なし
都市計画事業認可	認可年月日	平成３年12月20日	平成９年１月14日	平成13年３月９日	平成17年２月22日		平成21年12月15日	平成27年３月27日		令和２年３月31日	令和６年１月５日		令和７年3月25日	
	番　　号	神奈川県指令 都計第277号	神奈川県指令 都計第228号	神奈川県指令 都計第1286号	神奈川県指令 都計第1210号		神奈川県指令 都計第1313号	神奈川県指令 都計第1250号		神奈川県指令 都計第1708号	神奈川県指令 都計第1490号		神奈川県指令 都計第1622号	
	名　　称	第1号公共下水道	第1号公共下水道	第1号公共下水道	第1号公共下水道		第1号公共下水道	第1号公共下水道		第1号公共下水道	第1号公共下水道		第1号公共下水道	
	認可面積	汚水　約51 ha 雨水　約51 ha	汚水　約148 ha 雨水　約51 ha	事務の簡素化 により記載なし	記載なし		記載なし	記載なし		記載なし	記載なし		記載なし	
	延　　長	約4, 640 m	約4, 640 m	約4, 640 m	記載なし		記載なし	記載なし		記載なし	記載なし		記載なし	
	事業期間	平成３年～10年３月	平成３年～13年３月	平成３年～18年３月	平成３年～22年３月		平成３年～27年３月	平成３年～32年３月		平成３年～令和７年３月	平成３年～令和７年３月		平成３年～令和12年３月	
	摘　　要		区域拡大	区域拡大	区域拡大		事業期間の変更	事業期間の変更		事業期間の変更	区域拡大		事業期間の変更	
下水道事業計画	認可(協議※終了)年月日	平成３年12月６日	平成８年12月２日	平成13年２月23日	平成16年８月12日	平成18年12月28日	平成21年10月20日	平成27年３月27日	平成30年11月８日	令和２年３月31日	令和６年１月５日	令和６年１１月27日	令和７年3月25日	
	番　　号	神奈川県指令 下水第362号	建設省神都 下公第24号	神奈川県指令 下水第262号	神奈川県指令 下水第76号	神奈川県指令 下水第118号	神奈川県指令 下水第106号	神奈川県指令 下水第108号	神奈川県指令 下水第1570号	神奈川県指令 下水第2220号	神奈川県指令 下水第1494号	神奈川県指令 下水第1384号	神奈川県指令 下水第1541号	
	処理面積	約91 ha	約192 ha	約203 ha	約235 ha	約235 ha	約235 ha	約235 ha	約235 ha	約235 ha	約238 ha	約238 ha	約238 ha	
	延　　長	5, 910 m	8, 010 m	8, 010 m	9, 210 m	8, 630 m	8, 630 m	8, 630 m	8, 630 m	8, 630 m	7, 910 m	7, 910 m	7, 910 m	
	処理人口	5, 600人	15, 480人	14, 450人	16, 680人	16, 680人	15, 080人	13, 320人	13, 320人	13, 464人	13, 498人	13, 498人	11, 416人	
	摘　　要		区域拡大	区域拡大人口の見直し実施	区域拡大	主要な管きょの変更	事業期間の変更	事業期間の変更	下水道法改正に伴う変更	事業期間の変更	区域等の変更	引橋雨水調整池に伴う変更	事業期間の変更	

※平成24年4月1日より下水道法が改正され、同法に基づく下水道事業計画を定める(変更を含みます。)際に都道府県知事との間で必要となる手続きが、認可から協議に変わりました。

事 業 計 画 図

三 浦 市 ： 東 部 処 理 区



３．下水道整備の状況

（1） 普　及

ア　指定工事店

市では、排水設備工事を行うものに対し、一定の基準を設けています。

これは、不当な工事費の請求や粗悪工事、粗悪品の販売などがない様、市民が安心して排水設備工事を発注することができるようにするためです。

排水設備工事は、三浦市下水道排水設備指定工事店でなければ行うことができません。

（三浦市下水道条例第6条）

イ　責任技術者

排水設備工事に係る設計や工事の施工管理を適正に行える資格をもった者を責任技術者といい、指定工事店には1名以上の責任技術者が従事しています。

神奈川県下水道協会では、平成10年から県内統一の責任技術者試験を実施しており、技術や施工管理等の向上を図っています。

指定工事店数及び責任技術者数の推移

区　分	指定工事店数	責任技術者数
平成 16 年度末	109店	263人
平成 17 年度末	105店	267人
平成 18 年度末	110店	272人
平成 19 年度末	109店	271人
平成 20 年度末	109店	226人
平成 21 年度末	113店	226人
平成 22 年度末	110店	238人
平成 23 年度末	105店	235人
平成 24 年度末	104店	236人
平成 25 年度末	105店	207人
平成 26 年度末	99店	211人
平成 27 年度末	91店	219人
平成 28 年度末	89店	225人
平成 29 年度末	91店	224人
平成 30 年度末	87店	229人
令和 元 年度末	88店	226人
令和 2年度末	86店	189人
令和 3年度末	89店	191人
令和 4年度末	90店	197人
令和 5年度末	87店	186人
令和 6年度末	84店	184人
令和 7年度末	86店	183人

(2) 管きょ

ア 幹線管きょの整備状況

内容等 / 名称	位置		管径	延長	進捗率
	起点	終点			
東部 1号幹線	三浦市南下浦町 金田字雨崎	三浦市南下浦町 上宮田字芝原	900mm ～ 350mm	5,240.5m	100%
東部 2号幹線	三浦市南下浦町 上宮田字松原	三浦市南下浦町 上宮田字青木田	800mm ～ 600mm	372m	100%
東部 3号幹線	三浦市南下浦町 上宮田字青木田	三浦市初声町 下宮田字馬場	500mm ～ 150mm	2,065.2m	100%
東部 3－1号幹線	三浦市初声町 下宮田字馬場	三浦市初声町 下宮田字馬場	200mm	44.7m	100%
東部 4号幹線	三浦市南下浦町 菊名字仲里	三浦市南下浦町 菊名字稲荷小路		廃止	廃止
東部 5号幹線	三浦市南下浦町 金田字入	三浦市南下浦町 金田字入		廃止	廃止
合計				7,722m	100%

※ 下水道法施行規則第3条において、下水排除面積が20ha以上の管きょを「主要な管きょ等」としていますが、三浦市ではこの「主要な管きょ等」を[幹線管きょ]として位置づけています。

※ 東部1号と東部3号及び東部3－1号幹線の延長は、圧送管を含んだ延長となっています。

※ 延長の合計については、整数止めとしました。